

# 委託業務特記仕様書（令和3年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

## （ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### **(Web会議)**

**第6条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

#### **(本業務の特記仕様事項)**

**第7条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

別紙「道路詳細修正設計業務特記仕様書」による。

# 道路詳細修正設計業務特記仕様書

## 1. 業務目的

主要地方道 志度山川線 阿波市阿波町東原において道路詳細修正設計を実施するものである。

## 2. 業務内容

### (1) 設計協議

本業務の協議打合せは、業務着手時、中間1回、業務完了時の3回を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。

当初及び最終は、管理技術者が立会うものとする。

### (2) 関係機関協議

関係機関との協議資料を作成し、協議に立会うものとする。協議に立会えない場合は、資料作成のみとする。関係機関とは、徳島県公安委員会（警察本部）及び関係市町村とする。なお、別に関係機関がある場合には、監督員と協議を行い、変更対象とする。

### (3) 資料収集整理

当該道路の設計の成果が複数ある場合は、設計成果をまとめる。

### (4) 道路詳細修正設計

当初設計から数年前の設計については、現地踏査を行い、現状にあったものに修正設計を行う。

### (5) 道路付属物設計（標識）

暫定供用開始をしている道路及びバイパスにおいて、標識が必要な箇所の設計を行い、警察と協議も行う資料を作成する。

### (6) 道路付属物設計（区画線）

事業の進捗により、暫定供用している箇所で区画線を施工している箇所もあり、バイパス開通時に交通に支障がないように区画線で誘導を行うため設計を行い、警察と協議も行う資料を作成する。

### (7) 旧道移管書類作成

新道が供用開始をされる時において、現道を市町村に移管するために資料を収集し整理を行い、現地踏査を行い、現地と道路台帳との相違を把握し、阿波市との協議資料作成を行う。

### (8) 道路付帯構造物・小構造物設計

旧道移管の協議を阿波市と行った結果を基に、条件を整理した上で、構造物等の設計を行う。

### (9) 交差点照明施設詳細設計

計画道路と市道との交差点で、照明施設の詳細設計を行う。

## 3. 引渡し前における成果物の使用

当該業務において、成果物は土木建築工事設計業務等委託契約書第35条に基づく引渡し前における成果物の使用に該当する。

## 4. その他

本業務の数量については、概数であるため、設計変更で作業を行った数量にて変更を行うため、受注額の大幅な増減がある。

上記及びその他疑義が生じた場合には、協議を行った上で決定するものとする。